

鳴門農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定に基づき、公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、当該市の住民に限り、令和7年3月10日（注：縦覧期間満了の日）までに意見の提出ができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利等を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和7年3月10日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年2月7日

鳴門市長 泉 理 彦



- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
自 令和7年2月7日
至 令和7年3月10日
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
鳴門市役所（農林水産課） 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
- 3 意見提出の際の留意事項
期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。
意見については、日本語に限り、電話での意見は受け付けられません。
意見を提出するものが個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、事業者名、事業所の所在地を記載すること。
- 4 提出された意見の取扱い
提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画の決定を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。